

特別採捕の許可に係る審査基準

岐阜県農政部里川・水産振興課

次の要件を満たす場合に特別採捕を許可する。

- 1 申請に係る採捕の目的が、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗（種卵を含む）の供給、御料う飼その他特別観覧に供するためのう飼漁法のいずれかであること。
- 2 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者でないこと。
- 3 採捕しようとする水産動物の数量、採捕期間、採捕の区域、使用漁具の種類が、採捕の目的から考えて適切なものであること。ただし、採捕期間については、1年を超えない期間であること。
- 4 申請に係る採捕が、採捕を実施する水域やその周辺での水産動物の生息に著しく悪影響を与える恐れのないこと。
- 5 試験研究を目的とする採捕の場合は、次の（１）～（６）のいずれかに該当すること。
 - （１）申請者が国、地方公共団体、法の規定により設置された独立行政法人、公団及び公社（以下「公的機関」という）、又は特定非営利活動法人（収益事業を行う場合を除く。以下「NPO法人」という）であるとき。
 - （２）申請者が学校教育法に基づく学校施設であるとき。
 - （３）申請者が児童福祉法に基づく児童福祉施設であるとき。
 - （４）申請者が採捕の区域を管理する漁業権者であるとき。
 - （５）申請者が地域住民、自治会などが参加する共同活動組織であるとき。（ただし、行政の支援等がある場合に限る。）
 - （６）その他、岐阜県が適切であると認めたもの。
- 6 教育実習を目的とする採捕の場合は、次の（１）～（６）のいずれかに該当すること。
 - （１）申請者が公的機関、又はNPO法人であるとき。
 - （２）申請者が学校教育法に基づく学校施設であるとき。
 - （３）申請者が児童福祉法に基づく児童福祉施設であるとき。
 - （４）申請者が採捕の区域を管理する漁業権者であるとき。
 - （５）申請者が地域住民、自治会などが参加する共同活動組織であるとき。（ただし、行政の支援等がある場合に限る。）
 - （６）その他、岐阜県が適切であると認めたもの。
- 7 増殖用の種苗の供給を目的とする採捕の場合は、供給先又は再放流場所が明らかであり、確実に供給又は再放流されると認められること。

- 8 特別観覧に供するためのう飼い漁法を目的とする採捕の場合は、申請者が公的機関であること。
- 9 採捕に従事する全ての者の氏名及び住所が記載してあること。ただし、以下に該当する団体による管理のもと行う活動の申請については、責任者の記載をもって児童及び生徒の記載の省略を認めることができるものとする。
 - (1) 申請者が公的機関であるとき。
 - (2) 申請者が学校教育法に基づく学校施設であるとき。
 - (3) 申請者が児童福祉法に基づく児童福祉施設であるとき。
- 10 特別採捕許可申請書を審査するに当たり、以下の場合には申請者の押印の省略を認めることができるものとする。なお、取扱方法や留意事項は令和3年2月26日付出第414号「会計書類に添付することとされている請求書等の押印の省略について」に準ずること。
 - (1) 申請書に「申請者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」が記載されているもの。
 - (2) 所属メール宛て送付された、PDF形式の申請書（添付書類を含む）であるもの。
 - (3) Logoフォーム上で電子申請されたもの。
- 11 申請者が採捕の区域を管理する漁業権者である場合を除き、採捕の区域を管理する漁業権者の同意書の添付があること。なお、同意書には次の（1）～（6）に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 目的
 - (2) 使用船舶
 - (3) 採捕しようとする水産動物の名称及び数量
 - (4) 採捕の期間
 - (5) 採捕の区域
 - (6) 使用する漁具及び漁法

この審査基準は平成18年4月 1日から適用する。

平成19年4月 2日一部改正

平成27年6月25日一部改正

令和3年7月5日一部改正

令和6年9月27日一部改正

令和8年4月1日一部改正